

一高同窓会事務の引き継ぎに関する規則

東京大学教養学部、一高同窓会及び駒場友の会は平成 20 年 5 月 24 日に協定を締結し、旧制第一高等学校の歴史的遺産が東京大学教養学部のリベラル・アーツ教育に継承され、さらに発展していくように努めてきた。

本規則は、その趣旨に沿って、平成 25 年 5 月 25 日、駒場友の会会則第 3 条第 3 項に基づき定められた。

駒場友の会は、平成 28 年 7 月 14 日、一般社団法人 東大駒場友の会に改組された。これに伴い、本規則は、一般社団法人 東大駒場友の会 定款第 42 条第 2 項 および 同規則に基づき、「駒場友の会」を「一般社団法人 東大駒場友の会」と読み替えたうえで継承される。

第 1 条 一高同窓生は、引き続き駒場友の会の終身会員とする。

第 2 条 駒場友の会は、一高同窓生の消息や動向に関する情報の集約を行い、名簿を管理する。

第 3 条 駒場友の会は、旧制第一高等学校の知的・文化的な伝統が次世代に発展的に継承されるように、東京大学教養学部と連携して事業を行う。

第 4 条 駒場友の会は、一高同窓会の知的財産権を継承する。

第 5 条 第 2 条から第 4 条に定める事務は、駒場友の会に設置されている「一高同窓会担当専門委員会」が担当する。

第 6 条 上記の事務に関する費用は、駒場友の会が管理する「一高同窓会基金」によってまかなう。

~~第 7 条 本規則については、平成 27 年 5 月に見直しを行う。~~

附則 本規則は、平成 25 年 4 月 1 日に遡って適用する。

~~附則 2 第 7 条にかかわらず、本規則は、平成 29 年 5 月まで継続して適用する。~~

平成 25 年 5 月 25 日に駒場友の会理事会によって制定

同日駒場友の会総会に報告

平成 27 年 5 月 23 日に附則 2 を追加（理事会ならびに総会）

平成 29 年 5 月 27 日に前文を修正し第 7 条および附則 2 を削除（理事会ならびに社員総会）